

議案第 57 号

大野市子だくさん応援プロジェクトの取扱い等を定める要綱の一部改正  
について

令和 5 年 6 月 26 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

プロジェクト対象事業の変更に伴い、所要の改正を行うため。

大野市教育委員会告示第 号

大野市子だくさん応援プロジェクトの取扱い等を定める実施要綱（令和3年教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月 日

大野市教育委員会

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 大野市子育てライフサポート事業実施要綱（令和5年教育委員会告示第21号）に定める大野市子育てライフサポート事業（以下「子育てライフサポート事業」という。）

別表（第3条関係）一時預かり事業の項対象児童の欄中「2人以上の児童を養育する世帯に属する第2子以降の就学前の児童」の次に「又は同一世帯にいる就学前までの多胎児で第1子の児童」を加え、すみずみ子育てサポート事業の項中「すみずみ子育てサポート事業」を「子育てライフサポート事業」に改め、「2人以上の児童を養育する世帯に属する第2子以降の就学前の児童」の次に「又は同一世帯にいる就学前までの多胎児で第1子の児童」を加える。

様式第1号及び様式第2号中「すみずみ子育てサポート」を「子育てライフサポート」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の要綱の規定は令和5年4月1日から適用する。